

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習



山本係長

課長

石井係員

東西市障害者虐待防止センター

養護者による障害者虐待への対応についての演習

スケジュール

13:00～16:45(途中、休憩あり)

研修の目的

養護者虐待の流れや留意点は、事前に動画で学習。

実際に事案が起こった時の流れを体験することで、実際の場面に活かす。

【自己紹介】

- ・名前と所属
- ・今の所属の経験年数
- ・「最近感情が振れたこと(喜怒哀楽)」

1. 相談、通報及び届出の受付

個人ワーク

ここは、東西市直営の障害者虐待防止センターです。

あなたは担当係員の石井さんです。

通報電話がかかってきますので、皆さんは、電話を受けている石井さんになったつもりで、メモを取って「相談・通報・届出受付票」を作成してください。

書ける所は、聞きながら直接「受付票」に記入してもかまいません。

通報電話の終わったあとにも記入時間を5分とります。

(手引きP49)

2.「相談・通報・届出受付票」の作成

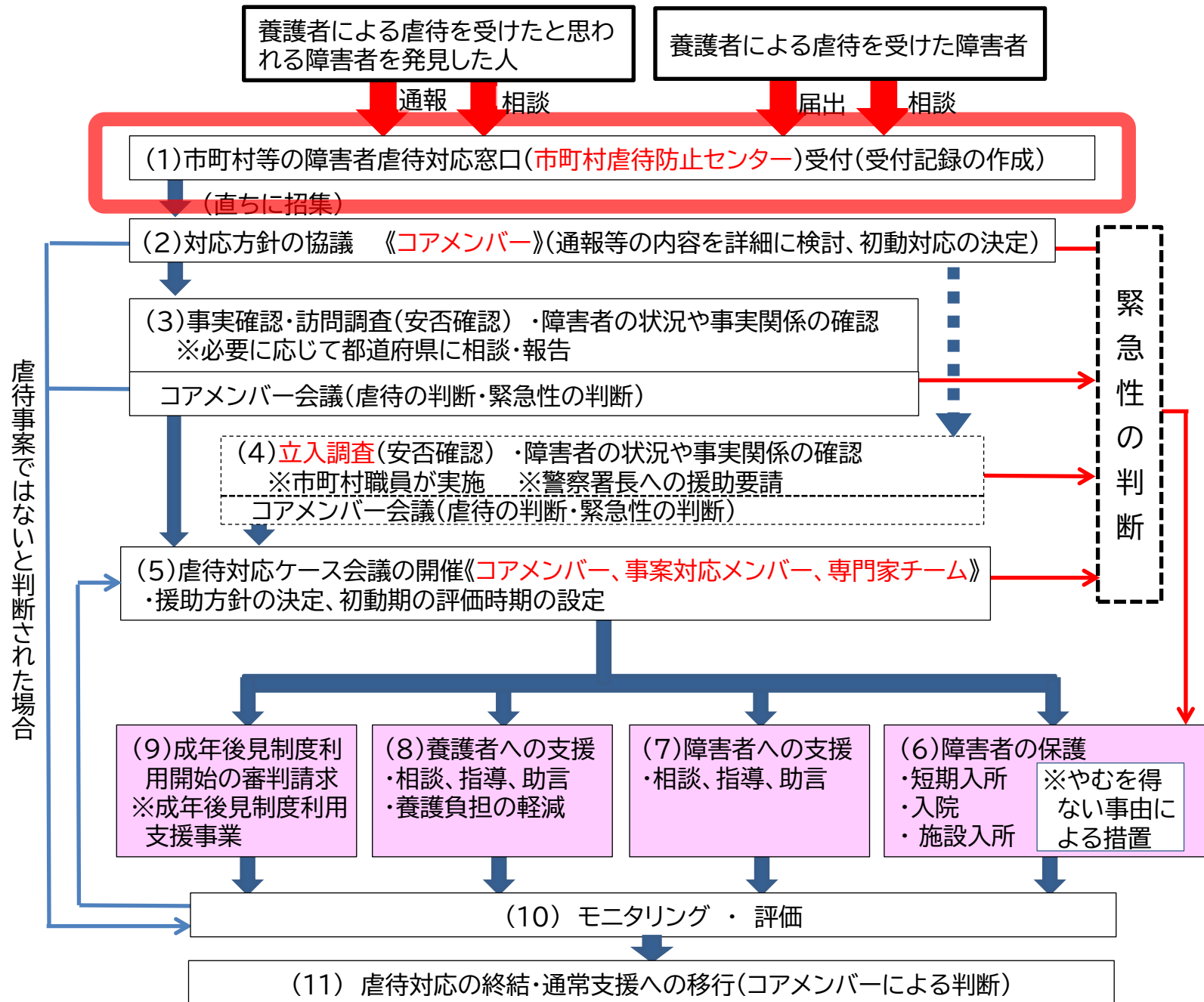
個人ワーク

通報を受理した担当職員の石井さんの立場で、「相談・通報・届出受付票」を
作成してください。(手引きP49)

※不明な点は空欄となります。

【5分】

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



※通報者には、勇気を出して連絡してくださったお礼と労いのことばを忘れないようにしましょう。

※通報者の秘密(誰が通報したことは伝えません)は守ることを伝えましょう。

※今後の対応は行政で進める(通報はあくまで疑い、それを調査・対応するのは行政の責任)ため、結果はお伝えできないが、しっかり(自治体で対応するルールがあるのであれば可能な範囲で伝えましょう)対応するので安心してください、と伝えましょう。

※話す内容は流れ、相手は話したいことをある程度決まていることがほとんどです。抵抗のありそうな話は、初めに無理に聞き出さずに、通報者の話したいことから聞き取りましょう。

※今後行政がきちんと対応するために再度お話を聞くことが可能か、可能だった場合の連絡方法について確認しましょう

(2) 対応方針の協議

グループ演習

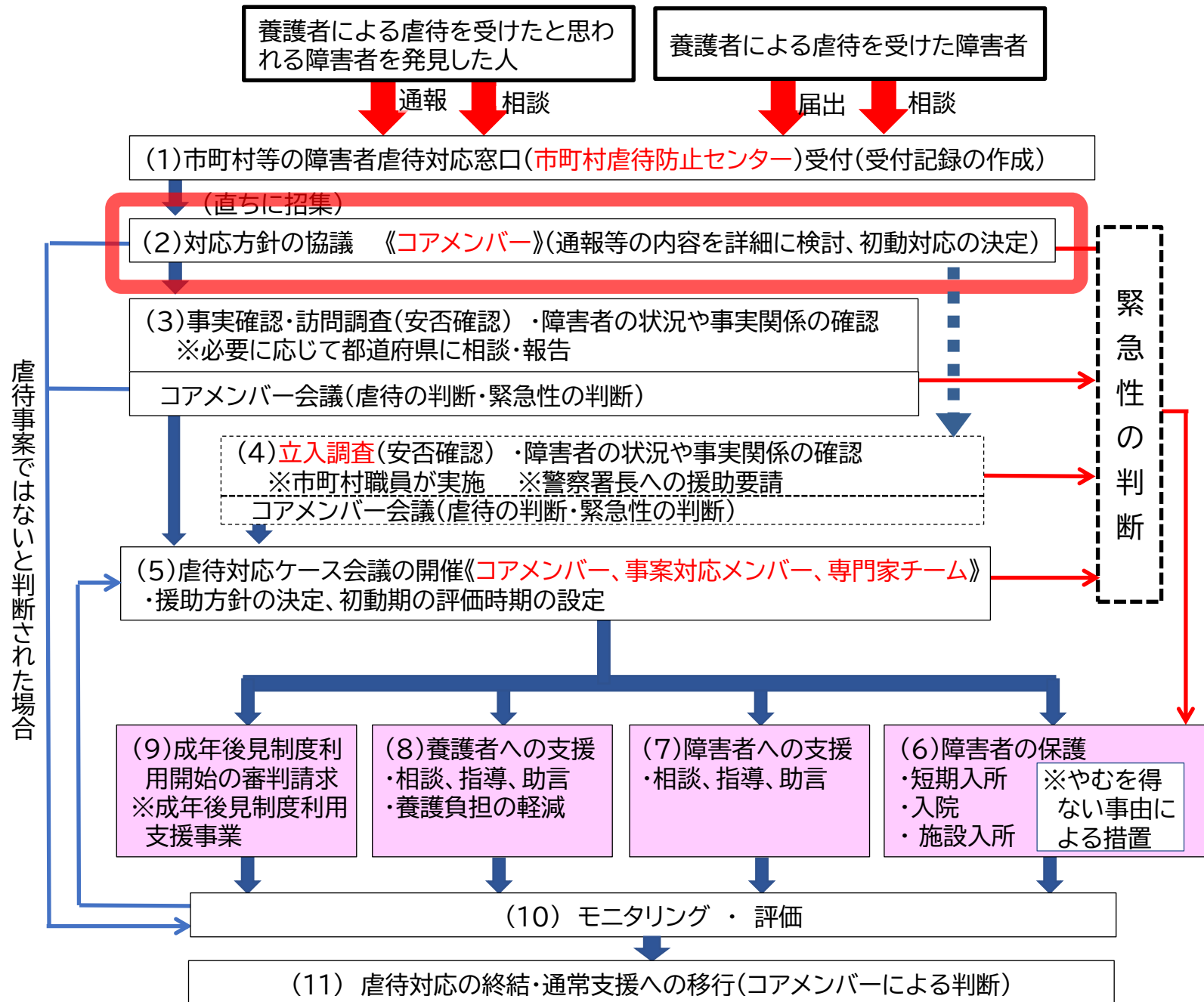
【20分】

次に「相談・通報・届出受付票」をもとに、初動の対応方針を決める打ち合わせを行います。

課長であるあなたは、通報を受理した職員から「相談・通報・届出受付票」の提出と報告を受けました。あなたはすぐに初動対応の方針を決定してはなりません。対応方針の協議には、あなた(課長)と障害者虐待防止センター担当者の山本係長、石井係員が集まりました。

- ・あなたは、通報内容から緊急性をどう判断しますか。手引きP52～53「緊急性が高いと判断できる状況例」から判断してください。
- ・次に、緊急性の判断に基づいて、誰に訪問・聞き取り調査を実施すべきかと、その担当者を決めてください。また、聞き取りに当たって留意すべき点を挙げてください。
- ・最後に、訪問調査前にやるべきこと(把握しておくべきことなど)を挙げ、障害者虐待防止センターの誰が、いつまでに行うように指示するか決めてください。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



(2) 対応方針の協議

(判断の例)

通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足している。緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員で、晴美の母・京子を訪問する前に、就労継続支援B型事業所、計画相談支援の担当相談支援専門員、祖母の希美、父親の正雄から状況について話をきいてくることを指示した。

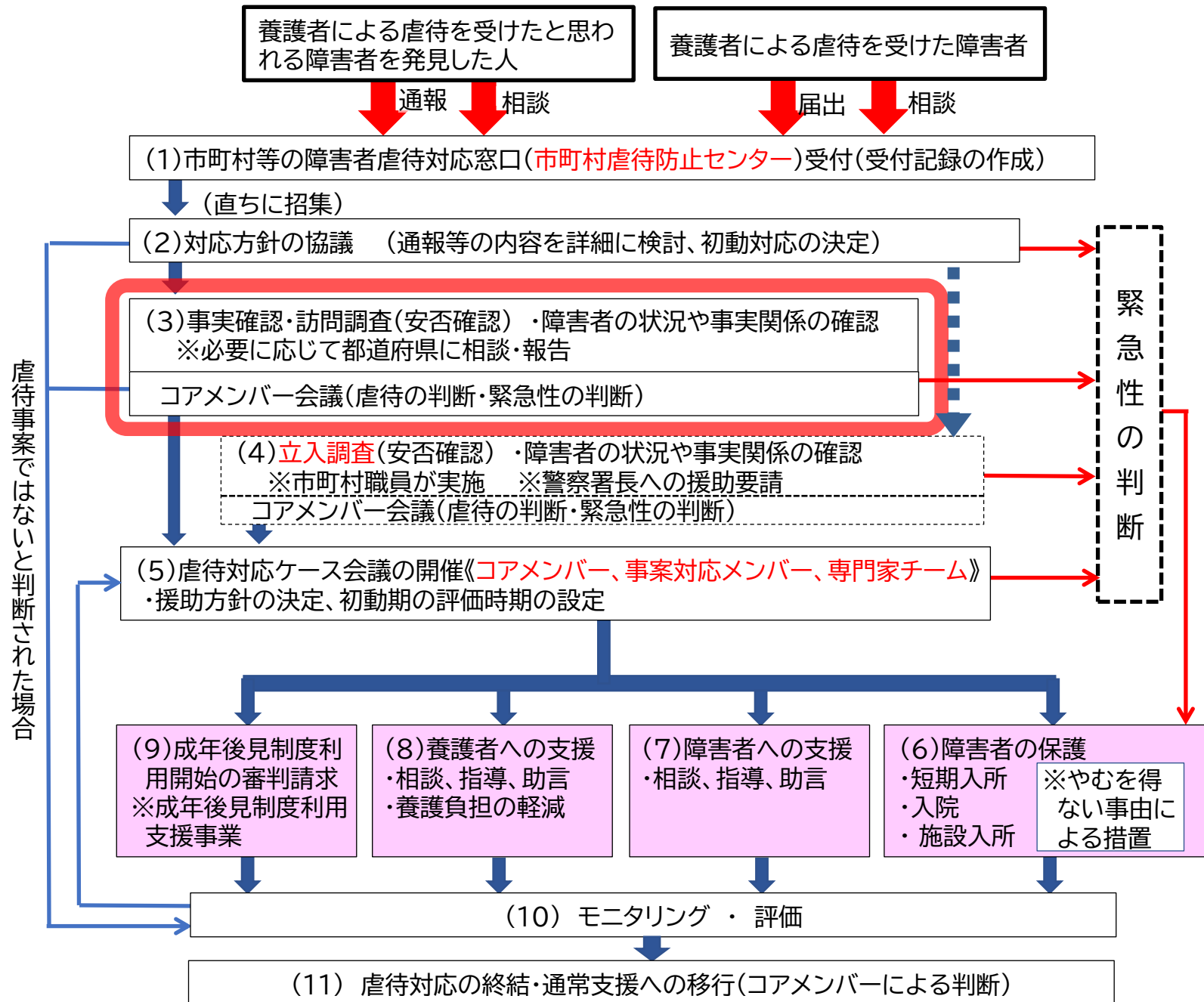
その際、祖母の希美、父親の正雄には虐待の疑いのための調査であることは伏せて、最近の晴美の様子が心配なので話を聞きに来たということにする。

情報収集した後、翌日対応方針を決定する会議を開くこととした。

(2) 対応方針の協議

- ・ここでは、組織内メンバーで当面の方針を協議します。障害福祉担当内に虐待防止センターがある場合などは、障害福祉担当にも入ってもらいます。
- ・まず判断すべきは、緊急性の有無です。緊急対応の可能性があれば、保護に関する障害担当との下打ち合わせ、保護先との事前調整などが必要になります。
- ・事実確認・状況把握をするために、関係者への聞取り準備をします。聞取りの順序や担当者を決めますが、保護の可能性のある場合は医療職の同行が望まれます。人員が足りない場合は障害担当等の協力を求めます。
- ・調査は、“捜査”ではなく支援のために行うことを忘れずに。
- ・聞取りに当たっては、通報者の情報が漏れないよう注意します。
- ・訪問調査前に、他から得られる情報があれば調べます。項目を出すだけでなく、誰が、いつまでに行うかを決めておかないと、担当者に集中するおそれがあります。
- ・虐待事案ではないと判断できれば、通常の流れとして必要な支援を検討し、該当部署に依頼します。虐待の疑いが残っているうちは、虐待事案として扱います。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



(3) 事実確認、訪問調査

グループ演習

【20分】

山本係長と石井係員は、必要な関係者に聞き取りをしました。

- ・就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん(聞き取り記録1)
- ・相談支援専門員・菊池恵子さん(聞き取り記録2)
- ・近所に住んでいる晴美さんの祖母松原希美さん(聞き取り記録3)
- ・京子さんの夫の正雄さん(聞き取り記録4)

からの聞き取り記録ですので、読んでください。(10分)

- ・山本係長と石井係員が、母親の京子さんから聞き取りをするにあたり、京子さんからどのような内容の聞き取りを行なうか、内容を整理してください。
- ・山本係長と石井係員は、自宅を訪問した理由を京子さんが拒否的にならないように説明する必要があります。どのように説明したら、どのような反応が返ってきそうか想定しながら、説明の仕方を考えてください。

(3) 事実確認、訪問調査

(判断の例)

- ・虐待通報には触れずに、晴美のことが心配で話を聞きに来たと説明する。
- ・子育て話など、なるべく昔の話も含めて話してもらう。
- ・転居後の生活の変化など、最近の生活についても話してもらう。
- ・晴美の通所拒否に関して、母・京子を責めていると思われないよう注意する。
- ・今後も訪問することの了解を得る。

(訪問調査を行う際の留意事項)(手引きP. 56)

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し養護者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は**養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。**

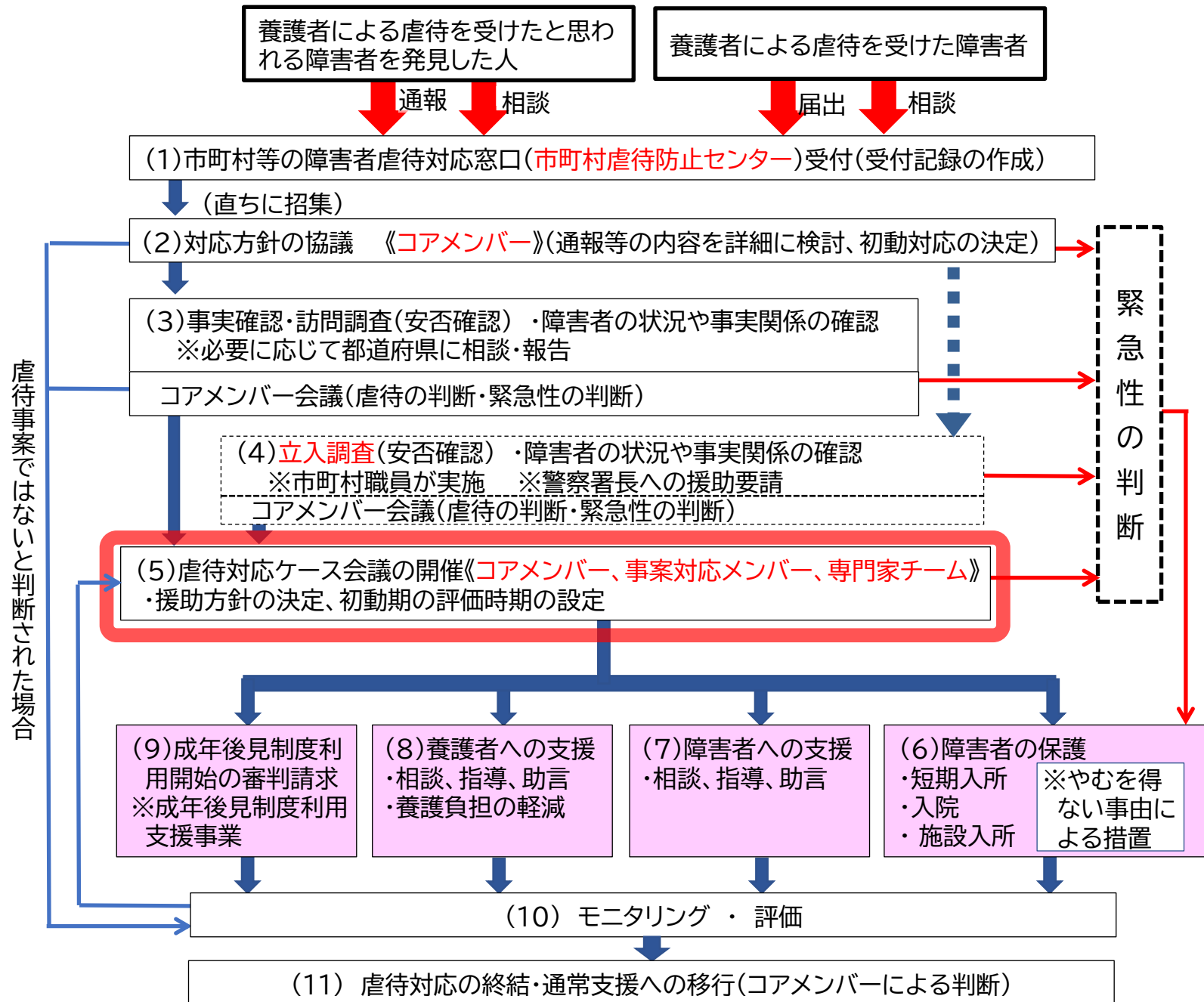
- ・ 職務について …………… 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について ……… 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について …… 障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、**障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要**です。

- ・ 身体状況の確認時 ……… 暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は、同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り …… **第三者のいる場所では行わない。**
- ・ 訪問調査→措置入所時 …… 養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



(5) ケース会議の開催

グループ演習

【45分】

晴美さんの母親の京子さんの聞取りをして、記録を作成しました(聞取り記録5)。今までの聞取り記録と合わせて、全体像を理解してください。

これらを元に、障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート(手引き・P69～)を作成し、課長は、虐待の緊急性は高くないと判断した上で、山本係長、石井係員を集めて対応方針を検討することにしました。

「(資料1)適応障害」は、参考に、京子さんが診断を受けている適用障害の情報を整理しました。

また、聞取り記録などから、「(資料2)ジェノグラム・エコマップ」、「(資料3)生活史年表」を作成しました。

- ・岡田京子さんが晴美さんを叩こうとした背景を分析してください。
- ・養護者である京子さんに対して、どのような支援を行うか検討してください。
- ・その際、晴美さん、正雄さん、希美さん、就労継続支援B型事業所みなみ、計画相談担当の相談支援専門員それぞれへの対応方針も検討してください。

(5) ケース会議の開催

※本演習は事例検討ではありませんし、正解はありません。

基本的手順と、重要な留意点を理解して頂くための研修です。

(判断の例)

○叩こうとした背景

- ・清司の死と転居による環境変化・家事負担の増加
- ・晴美の通所拒否と在宅によるストレス
- ・受診・服薬中断による体調不良
- ・希美との確執(両義的感情)

○それぞれへの対応方針

- ・京子への継続訪問面接(感情の受け止め、虐待存否確認の継続)
- ・京子の受診・服薬への支援方法の検討
- ・就労継続支援B型みなみにおける晴美の支援方針の見直し(作業内容など)

(演習5:判断の例)

○叩こうとした背景

- ・清司の死と転居による環境変化・家事負担の増加
- ・晴美の通所拒否と在宅によるストレス
- ・受診・服薬中断による体調不良
- ・希美との確執(両義的感情)

○それぞれへの対応方針

- ・京子への継続訪問面接(感情の受け止め、虐待存否確認の継続)
- ・京子の受診・服薬への支援方法の検討
- ・就労継続支援B型みなみにおける晴美の支援方針の見直し(作業内容など)

障害者虐待に関する対応の心構え

- ・障害者の安全の確保を優先する
- ・これまでの取り組みに対する敬意を忘れず、批判的にならない
- ・虐待が起きた背景に目を向ける
- ・障害者の自己決定の支援を忘れない